

威圧や暴力行為等の防止に努める決議

私たち今帰仁村議会議員は、村民の負託を受けた代表者であり、高い倫理性と責任をもって議員活動を行うことが求められている。

私たち議員が、役場職員をはじめ、村民や関係機関へ自身の地位を利用し、威圧的な行為等をとることは弱い立場の方々への配慮に欠けた行為であるとともに、村民との信頼関係を損ない、ひいては議会活動に支障を及ぼしかねないことであり、断じて許される行為ではありません。

また、今帰仁村議会議員は政治家たる以前に一人の社会人として、今後ともハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）、DV、児童虐待等の威圧や暴力による行為は断じて許すわけにはいかず、毅然とした対応を行っていく。

よって、今帰仁村議会は、上記で述べた行為等を排除し、その防止のための対策を講じることをここに決議する。

以上、決議する。

令和4年1月7日

今帰仁村議会